

前払金制度及び中間前払金制度の拡充について

1 経緯

区は、発注した工事について、適正な施工等の確保及び受注者の資金調達の円滑化を図るために、港区契約事務規則第49条の2及び第49条の3等に基づき、当該契約に係る必要な経費（工事の材料費、労務費等）について、前払金制度及び中間前払金制度を実施しています。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う供給網の混乱及びウクライナ危機の影響による急激な建築資材の高騰により、工事事業者等の事業運営に大きな影響が生じています。

工事前払金の支払については契約金額の4割ですが、限度額を設けて4億円までとしています。このため、区立学校の校舎の新築等、大規模工事の場合、限度額の4億円に達し、契約金額の4割の満額が支払われない状況にあります。

受注者及び前払金保証事業会社からは、前払金の限度額の増額の要望がある状況です。

区は、多くの工事資材、労働者等を要する大規模工事において、受注者の資金調達の円滑化を一層支援し、適正な施工を確保するため、前払金制度及び中間前払金制度の拡充を図ります。

2 拡充内容

(1) 工事

対象とする工事契約 130万円超

項目	変更前	変更後
前払金	契約金額の4割※ (限度額4億円)	契約金額の4割※ (限度額なし)
中間前払金	契約金額の2割※ (限度額1億円)	契約金額の2割※ (限度額なし)

※地方自治法施行規則附則第3条第1項及び第3項の規定による。

(2) 測量、調査、設計及び工事監理

対象とする契約 50万円超

項目	変更前	変更後
前払金	契約金額の3割 (限度額5千万円)	契約金額の3割 (限度額なし)

(測量、調査、設計及び工事監理は、中間前払金制度の適用なし。)

3 施行日

令和4年8月29日